

資料編

1. 一宮町高齢者保健福祉計画及び
介護保険事業計画作成委員会設置条例
2. 一宮町高齢者保健福祉計画及び
介護保険事業計画作成委員会委員名簿

1. 一宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会設置条例

(設置)

第1条 この条例は、高齢社会において、高齢者等が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるよう本町における高齢者保健福祉施策の推進のため、一宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関し、広く町民の意見を求めるため、一宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査研究を行う。

- (1) 老人福祉法第20条の8に規定する老人福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画に関すること。
- (3) その他、高齢者の福祉、保健及び医療に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員14名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、福祉及び医療関係者
- (3) 介護保険に係る被保険者代表
- (4) 議会代表
- (5) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から一宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定が終了した日までとする。

(役員)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は、資料の提出を町長に求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

2. 一宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会委員名簿

任期（令和2年7月1日から令和3年3月31日まで）

	氏名	区分	備考
会長	鵜沢一男	議会代表	一宮町議会厚生文教常任委員長 一宮町介護保険運営協議会会長 【～R2. 12. 8】
会長	小安博之	議会代表	一宮町議会厚生文教常任委員長 一宮町介護保険運営協議会会長 【R2. 12. 8～】
副会長	酒井定男	学識経験者	特別養護老人ホーム一宮苑施設長 一宮町介護保険運営協議会副会長
委員	柳澤伸子	学識経験者	一宮町ボランティア連絡協議会長 一宮町介護保険運営協議会委員
委員	秋場 齊	医療	茂原市長生郡医師会一宮ブロック推薦 一宮町介護保険運営協議会委員
委員	町田裕子	医療	茂原市長生郡歯科医師会推薦 一宮町介護保険運営協議会委員
委員	齋藤嘉明	被保険者	一宮町つくも会推薦 一宮町介護保険運営協議会委員
委員	田中澄子	被保険者	一宮町婦人会推薦 一宮町介護保険運営協議会委員
委員	鵜澤敏行	福祉	一宮町民生児童委員協議会推薦 一宮町介護保険運営協議会委員
委員	中村照夫	福祉	一宮町障害者福祉会推薦 一宮町介護保険運営協議会委員
委員	古山利幸	介護サービス等の事業者	一宮町柔道整復師推薦 一宮町介護保険運営協議会委員
委員	齋藤純男	被保険者	公募による 一宮町介護保険運営協議会委員
委員	平間 勝	被保険者	公募による 一宮町介護保険運営協議会委員
委員	横山きよみ	被保険者	公募による
委員	高貫 孝	被保険者	公募による

一宮町高齢者保健福祉計画
第8期介護保険事業計画

令和3年3月 発行

発行者 一宮町
編集 福祉健康課介護保険係
〒299-4396 千葉県長生郡一宮町一宮 2457
電話：0475-42-1431
FAX：0475-40-1056